

1 4 埼玉県立浦和特別支援学校学校給食会計規程

(趣旨)

第1条 埼玉県立浦和特別支援学校における給食会計については、埼玉県立学校県費外諸費に係る会計事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(収入支出命令権者)

第2条 収入及び支出の命令権者は、校長とする。

(会計事務担当者)

第3条 会計事務担当者は、校長の指定した職員とする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収支命令最終月日)

第5条 収支命令最終月日は、会計年度終了後1ヶ月経過した日とする。

(収入)

第6条 収入は別に定める給食費をもってあてる。

2 前項の給食費は、毎月12日（教職員にあっては毎月22日）までに、口座振替又は現金により納入しなければならない。

(支出)

第7条 会計年度中に支出義務が発生したもので、かつ、収入支出命令権者が認めたもの以外は、支出してはならない。

(帳簿等)

第8条 給食会計帳簿等は、次のとおりとする。

- 一 現金出納簿
- 二 会計証拠書類
- 三 預金通帳
- 四 その他必要な帳簿

(検査)

第9条 会計諸帳簿は、毎月1回、校長の検査を受けるものとする。

(監査)

第10条 会計処理の適正を図るため、毎年1回、監事による監査を受けなければならない。

2 監事は、職員及び保護者の中からそれぞれ1名を選出する。

(決算)

第11条 会計事務担当者は、毎年度決算書を作成し、収入支出の状況を明らかにしなければならない。

2 前項の決算書は、会計年度終了後1ヶ月以内に校長に提出し、職員及び保護者の承認を得るものとする。

(残余金の処理)

第12条 決算の結果、残余金を生じたときは、原則として次年度に繰り越すものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、給食会計について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度の給食会計については、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。